

# 令和2年第8回 議会運営委員会

【日時】 令和2年5月19日(火)午前10時

【場所】 第1委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

(1) 第2回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

執行機関側提出議案 35件

- ア 報告案件 13件
- イ 人事案件 5件
- ウ 条例案件 11件
- エ 一般案件 2件
- オ 予算案件 4件

(2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3・4

- ア 議案の取り扱い
- イ 質疑等通告の提出期限（5/22（金）午後5時）

(3) 第2回定例会の日程について

資料 No. 5

- ア 定例会の日程
- イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（5/22（金）午後5時）  
一般質問通告（5/27（木）午後5時）

(4) 一般質問の時間配分について

| 会派名   | 合計時間 | 質問者数 | 質問者名及び質問時間 |   |   |
|-------|------|------|------------|---|---|
| 会派のぞみ | 分    | 人    | 分          | 分 | 分 |
|       |      |      | 分          | 分 | 分 |
|       |      |      | 分          | 分 | 分 |
|       |      |      | 分          | 分 | 分 |
| 公明党   | 分    | 人    | 分          | 分 | 分 |
| 会派みらい | 分    | 人    | 分          | 分 | 分 |
| 日本共産党 | 分    | 人    | 分          | 分 |   |
| 市民パワー | 分    | 人    | 分          | 分 |   |

※開始時間 6月9日：午前10時

(5) 第3回定例会の日程について

資料 No. 6

(6) 令和2年度議会報告会について

資料 No. 7

(7) 令和2年度議会による行政評価について

資料 No. 8

(8) 飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画について

資料 No. 9

(9) 管外視察について

年間計画（当初案）：10月22日（木）・23日（金）

#### 4 その他

(1) 当面の日程

ア 6月9日（火） 中日議運 午前9時から 第1委員会室

イ 6月22日（月） 閉会日議運 午前11時（予定）から 第1委員会室

※個別開催通知は省略いたします。

(2) 監査制度検討プロジェクトの日程

ア 6月10日（水） 午後1時30分から 第1委員会室

イ 6月23日（火） 午後1時30分開会 第1委員会室

#### 5 閉会

|      |     |
|------|-----|
| 総括   |     |
| 報告案件 | 13件 |
| 人事案件 | 5件  |
| 条例案件 | 11件 |
| 一般案件 | 2件  |
| 予算案件 | 4件  |

---

計 35件

案件の概要

---

|        |   |
|--------|---|
| 報告第16号 | 専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について）<br>【新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する地方税法等の改正に伴うもの（4月30日施行分）】                                   |
| 報告第17号 | 専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）<br>【新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する地方税法等の改正に伴うもの（4月30日施行分）】                               |
| 報告第18号 | 権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）<br>【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数120件、放棄した債権の金額1,456,020円】 |
| 報告第19号 | 権利の放棄について（病院料金に係る債権）<br>【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数46件、放棄した債権の金額1,822,931円】     |
| 報告第20号 | 権利の放棄について（水道料金に係る債権）<br>【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数287件、放棄した債権の金額1,038,533円】    |
| 報告第21号 | 令和元年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について<br>【翌年度繰越額 1,679,448,546円】  |
| 報告第22号 | 令和元年度飯田市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について<br>【翌年度繰越額 34,754,000円】   |
| 報告第23号 | 令和元年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について<br>【翌年度繰越額 104,910,000円】   |
| 報告第24号 | 令和元年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について<br>【翌年度繰越額 40,000,000円】   |
| 報告第25号 | 飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について<br>【飯田市土地開発公社の決算書等及び事業計画書等の提出】   |
| 報告第26号 | 株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について<br>【株式会社飯田健康温泉の決算書等及び事業計画書の提出】  |
| 報告第27号 | 一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について<br>【一般財団法人飯田勤労者共済会の決算書等及び事業計画書等の提出】   |

報告第28号 一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について  
【一般財団法人飯田市南信濃振興公社の決算書等の提出】

---

議案第45号 農業委員会の委員の任命について  
【令和2年7月19日に飯田市農業委員の任期が満了するため、次期農業委員の任命について議会の同意を求めるもの。】

議案第46号 飯田市中央財産区管理委員の選任について  
【委員2人の任期満了に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】

議案第47号 飯田市東野財産区管理委員の選任について  
【委員2人の任期満了に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】

議案第48号 飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について  
【委員4人の辞任に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】

議案第49号 飯田市鼎財産区管理委員の選任について  
【委員1人の辞任及び1人の任期満了に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】

---

議案第50号 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【非常勤特別職にあたる公民館長の報酬の額を改正するもの。】

議案第51号 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について  
【地方税法等の改正により、条例の市民税、たばこ税、法人市民税に関する規定等について所要の改正を行うもの。】

議案第52号 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
【新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策に伴う地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの（令和3年1月1日施行分）。】

議案第53号 飯田市南信濃福祉研修センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【南信濃老人福祉センターの廃止に伴う代替施設として夜間の使用の要望に対応するため開館時間を変更するもの。】

議案第54号 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減措置に対応するため、条例の一部を改正するもの。】

議案第55号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
【地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税額の賦課限度額及び低所得者の負担軽減措置について改正するもの。】

議案第56号 飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
【新型コロナウイルス感染症に感染等した被保険者に傷病手当金を支給することを規定するもの。】

議案第57号 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について  
【母子家庭等福祉医療費の受給者資格の期間を、児童扶養手当制度の法改正に併せ8月から翌年7月までであったものを11月から翌年10月までに改正するもの。】

議案第58号 飯田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【新型コロナウイルス感染症に感染等した被保険者等への傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付について規定するもの。】

議案第59号 飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について  
【飯田市南信濃温泉交流施設の使用料の額を市長が定めることを規定するもの。】

議案第60号 飯田市記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について  
【選挙の投票方法を自書式に統一、記号式投票に関する条例を廃止するもの。】

---

議案第61号 市道路線の認定について  
【座光寺283号線 1路線】

議案第62号 市道路線の変更について  
【龍江232号線及び川路51号線 2路線】

---

議案第63号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 545,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57,275,600千円とする。】

議案第64号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 232,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57,508,023千円とする。】

議案第65号 令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案  
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,920,033千円とする。】

議案第66号 令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案  
【歳入予算の組替えのため、補正を行いたいとするもの。】

---

飯田市総務部財政課

令和2年度一般会計補正予算(第2号)案について

1 補正額 545,209 千円

2 主な内容

- ・飯田市持続化支援給付金事業 344,550千円(持続化給付金10%上乘せ)
- ・飯田市学生応援プロジェクト事業 8,000千円
- ・社会福祉施設等感染症感染予防対策支援事業 54,870千円
- ・指定管理施設臨時休業補償 10,279千円
- ・飯田市持続化支援給付金特別給付金事業 57,231千円(対前年同月比80%以上減した宿泊・旅行者)
- ・感染症拡大防止協力事業者特例支援金 1,513千円
- ・児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金 25,098千円

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正額の主な内容                        |  | 単位:千円 |
|----------|------------|---------|------------|---------------------------------|--|-------|
|          |            |         |            | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 373,558 | 保育対策総合支援事業費補助金 16,560 障害児施設措置費等負担金 5,000 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金 5,000 民間保育所負担金 1,500 母子保健医療対策総合支援事業補助金 500 |       |
| 15 国庫支出金 | 16,394,174 | 402,156 | 16,796,330 |                                 |  |       |
| 16 県支出金  | 3,071,532  | 750     | 3,072,282  | 民間保育所負担金                        |  |       |
| 19 繰入金   | 1,058,916  | 140,000 | 1,198,916  | 財政調整基金繰入金                       |  |       |
| 20 繰越金   | 1,077,682  | 1,515   | 1,079,197  | 純繰越金                            |  |       |
| 21 諸収入   | 2,848,892  | 788     | 2,849,680  | 包括医療協議会町村負担金                    |  |       |
| 歳入合計     | 56,730,391 | 545,209 | 57,275,600 |                                 |  |       |

| 款      | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正予算額の財源内訳 |         |         | 補正額の主な内容   | 単位:千円 |
|--------|------------|---------|------------|------------|---------|---------|--|-------|
|        |            |         |            | 特 定 財 源    | 一 般 財 源 |         |  |       |
|        |            |         |            |            | 国庫支出金   | 地方債     |  |       |
| 03 民生費 | 15,308,919 | 117,857 | 15,426,776 | 53,946     |         | 63,911  | 社会福祉施設等感染症感染予防対策支援事業 54,870<br>児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金給付事業 25,098<br>民間保育所等施設整備事業 11,760 民間保育所等運営費 11,192<br>障害児通所支援費 10,000 児童福祉一般経費 4,800<br>障害者福祉一般経費 137 |       |
| 04 衛生費 | 4,711,329  | 6,783   | 4,718,112  | 500        | 788     | 5,495   | 保健施設管理費 3,277 休日夜間急患診療所運営費 3,000<br>すこやか親子・子育て支援事業 500 エコライフ啓発普及事業 6   |       |
| 05 労働費 | 473,621    | 346,540 | 820,161    | 344,550    |         | 1,990   | 緊急経済対策事業 345,550 雇用対策事業 660 労働諸費 330   |       |
| 07 商工費 | 2,776,399  | 73,861  | 2,850,260  | 3,910      |         | 69,951  | 緊急経済対策事業 58,744 飯田市学生応援プロジェクト事業 8,000<br>上村観光施設管理費 3,680 南信濃観光施設管理費 2,096<br>天龍峡温泉交流館管理費 874 観光施設管理費 267<br>商店街活動支援事業 200                              |       |
| 10 教育費 | 4,170,964  | 168     | 4,171,132  |            |         | 168     | 生涯スポーツ推進事業 89 文化財管理事業 79   |       |
| 歳出合計   | 56,730,391 | 545,209 | 57,275,600 | 402,906    | 0       | 141,515 |  |       |

令和2年度一般会計補正予算(第3号)案について

1 補正額 232,423 千円

2 主な内容

- ・特別養護老人ホーム等建設補助事業 82,302千円
- ・中学校施設大規模改修事業 11,220千円

- ・産業振興と人材育成の拠点整備事業 50,000千円
- ・南信濃観光施設管理費 7,617千円

単位:千円

| 総括(歳入) | 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正額の主な内容  |   |
|--------|----------|------------|---------|------------|---|---|
|        |          |            |         |            | 道路改良事業負担金(広域連合分)  | 現年度分低所得者保険料軽減負担金 9,988 社会資本整備総合交付金(都市公園) 1,000 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金 286 民間保育所等整備交付金 289 |
| 13     | 分担金及び負担金 | 380,714    | 14,918  | 395,632    |   |   |
| 15     | 国庫支出金    | 16,796,330 | 11,543  | 16,807,873 |   |   |
| 16     | 県支出金     | 3,072,282  | 113,716 | 3,185,998  | 地域医療介護総合確保基金補助金 82,302 民有林道改良事業補助金 13,239 林道舗装事業補助金 10,211 低所得者保険料軽減負担金 4,994 |   |
| 20     | 繰越金      | 1,079,197  | 11,229  | 1,090,426  | 純繰越金  |   |
| 21     | 諸収入      | 2,849,680  | 56,117  | 2,905,797  | 産業振興と人材育成の拠点整備事業受託収入 50,000 南信濃観光施設雑入 6,117                                   |   |
| 22     | 市債       | 3,553,900  | 24,900  | 3,578,800  | 過疎対策事業債 18,000 公共事業等債 6,000 公共事業等債 900  |   |
|        | 歳入合計     | 57,275,600 | 232,423 | 57,508,023 |   |   |

単位:千円

| 総括(歳出) | 款      | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正予算額の財源内訳 |        |        |          | 補正額の主な内容   |
|--------|--------|------------|---------|------------|------------|--------|--------|----------|--|
|        |        |            |         |            | 特定財源       |        | 一般財源   |          |  |
|        |        |            |         |            | 国庫支出金      | 地方債    | その他    |          |  |
| 03     | 民生費    | 15,426,776 | 103,190 | 15,529,966 | 97,839     |        |        | 5,351    | 特別養護老人ホーム等建設補助事業 82,302 介護保険特別会計繰出金 19,976 民間保育所等施設整備事業 483 児童福祉一般経費 429 |
| 06     | 農林水産業費 | 1,276,134  | 54,680  | 1,330,814  | 26,420     | 24,000 |        | 4,260    | 林道舗装事業 21,445 林道改良事業(補助) 29,935 森林づくり推進支援事業 3,300                        |
| 07     | 商工費    | 2,850,260  | 58,633  | 2,908,893  |            |        | 56,117 | 2,516    | 産業振興と人材育成の拠点整備事業 50,000 南信濃観光施設管理費 7,617 天龍峡温泉交流館管理費 1,016               |
| 08     | 土木費    | 5,203,049  | 2,000   | 5,205,049  | 1,000      | 900    |        | 100      | 都市公園長寿命化対策事業   |
| 10     | 教育費    | 4,171,132  | 13,920  | 4,185,052  |            |        |        | 13,920   | 中学校施設大規模改修事業 11,220 公民館長報酬 2,700   |
| 12     | 公債費    | 4,861,367  |         | 4,861,367  |            |        | 14,918 | △ 14,918 | 元金   |
|        | 歳出合計   | 57,275,600 | 232,423 | 57,508,023 | 125,259    | 24,900 | 71,035 | 11,229   |  |

## 令和2年飯田市議会第2回定例会 議案一覧表

5月26日上程分

| ◎ 報告議案 (13件) |  |
|--------------|--|
| 報告第16号       | 専決処分の承認を求めることについて（飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について）     |
| 報告第17号       | 専決処分の承認を求めることについて（飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 報告第18号       | 権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）                        |
| 報告第19号       | 権利の放棄について（病院料金に係る債権）                           |
| 報告第20号       | 権利の放棄について（水道料金に係る債権）                           |
| 報告第21号       | 令和元年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                  |
| 報告第22号       | 令和元年度飯田市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について                  |
| 報告第23号       | 令和元年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について                   |
| 報告第24号       | 令和元年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について                  |
| 報告第25号       | 飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について                   |
| 報告第26号       | 株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について                  |
| 報告第27号       | 一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について              |
| 報告第28号       | 一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について            |

| ◎ 即決議案 (5件) |                       |
|-------------|-----------------------|
| 議案第45号      | 農業委員会の委員の任命について       |
| 議案第46号      | 飯田市中心財産区管理委員の選任について   |
| 議案第47号      | 飯田市東野財産区管理委員の選任について   |
| 議案第48号      | 飯田市松尾地区財産区管理委員の選任について |
| 議案第49号      | 飯田市鼎財産区管理委員の選任について    |

**令和2年飯田市議会第2回定例会  
付託議案一覧表**

5月26日上程分

**【一括付託分】**

| <b>◎ 総務委員会付託議案 (4件)</b> |   |
|-------------------------|---|
| 議案第50号                  | 飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第51号                  | 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 議案第52号                  | 飯田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 議案第60号                  | 飯田市記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について              |

| <b>◎ 社会文教委員会付託議案 (6件)</b> |                                   |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 議案第53号                    | 飯田市南信濃福祉研修センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第54号                    | 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 議案第55号                    | 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 議案第56号                    | 飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 議案第57号                    | 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 議案第58号                    | 飯田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

| <b>◎ 産業建設委員会付託議案 (3件)</b> |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| 議案第59号                    | 飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第61号                    | 市道路線の認定について                    |
| 議案第62号                    | 市道路線の変更について                    |

| <b>◎ 予算決算委員会付託議案 (4件)</b> |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 議案第63号                    | 令和2年度飯田市一般会計補正予算(第2号)案       |
| 議案第64号                    | 令和2年度飯田市一般会計補正予算(第3号)案       |
| 議案第65号                    | 令和2年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案 |
| 議案第66号                    | 令和2年度飯田市介護保険特別会計補正予算(第1号)案   |

議案第64号 令和2年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案  
分科会審査分担表

【総務分科会】

1 歳入

| 款      | 項     | 目     | 議案頁 |
|--------|-------|-------|-----|
| 20 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 10  |

2 歳出

| 款      | 項     | 目    | 議案頁 |
|--------|-------|------|-----|
| 12 公債費 | 1 公債費 | 1 元金 | 18  |

【社会文教分科会】

1 歳入

| 款        | 項       | 目          | 議案頁 |
|----------|---------|------------|-----|
| 15 国庫支出金 | 1 国庫負担金 | 3 民生費国庫負担金 | 10  |
|          | 2 国庫補助金 | 3 民生費国庫補助金 | 10  |
| 16 県支出金  | 1 県負担金  | 3 民生費県負担金  | 10  |
|          | 2 県補助金  | 3 民生費県補助金  | 10  |

2 歳出

| 款      | 項       | 目         | 議案頁 |
|--------|---------|-----------|-----|
| 3 民生費  | 1 社会福祉費 | 4 老人福祉費   | 14  |
|        |         | 1 児童福祉総務費 | 14  |
|        | 2 児童福祉費 | 5 民間保育所費  | 14  |
| 10 教育費 | 3 中学校費  | 3 中学校建設費  | 16  |
|        | 5 社会教育費 | 4 公民館費    | 18  |

## 【産業建設分科会】

### 1 歳入

| 款           | 項        | 目            | 議案頁 |
|-------------|----------|--------------|-----|
| 13 分担金及び負担金 | 2 負担金    | 8 土木費負担金     | 10  |
| 15 国庫支出金    | 2 国庫補助金  | 2 土木費国庫補助金   | 10  |
| 16 県支出金     | 2 県補助金   | 6 農林水産業費県補助金 | 10  |
| 21 諸収入      | 4 受託事業収入 | 7 商工費受託事業収入  | 10  |
|             | 5 雑入     | 1 雑入         | 10  |

### 2 歳出

| 款        | 項       | 目       | 議案頁 |
|----------|---------|---------|-----|
| 6 農林水産業費 | 2 林業費   | 2 林業振興費 | 14  |
| 7 商工費    | 1 商工費   | 4 観光費   | 16  |
| 7 商工費    | 1 商工費   | 5 工業振興費 | 16  |
| 8 土木費    | 4 都市計画費 | 5 公園費   | 16  |

### 3 地方債補正

## 令和2年飯田市議会第2回定例会

会期 自 令和2年5月26日 28日間  
至 令和2年6月22日

### 日 程 表

| 月 | 日  | 曜日 | 日 程  |
|---|----|----|--|
| 5 | 26 | 火  | <p>開 会 令和2年5月26日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 報告（13件）<br/>報告第16号から報告第28号まで</p> <p>日程第8 議案審議</p> <p>（1）即決議案（5件）<br/>議案第45号から議案第49号まで<br/>説明、質疑、討論及び採決</p> <p>（2）委員会付託議案（17件）<br/>議案第50号から議案第66号まで<br/>説明、質疑及び委員会付託</p> <p>予算決算委員会（前期全体会） 議場<br/>委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>（3）追加議案（ 件）（あれば）<br/>議案第 号から議案第 号まで<br/>説明、質疑及び委員会付託</p> <p>散 会</p> |

## 第2日以降日程予定表

| 月  | 日  | 曜日  | 日         | 程      |
|----|----|---|-----------|--------|
| 5  | 27 | 水   | 一般質問通告締切り | 午後5時まで |
|    | 28 | 木   | 市長へ一般質問通告 | 午後3時まで |
|    | 29 | 金   |           |        |
|    | 30 | 土   |           |        |
|    | 31 | 日   |           |        |
| 6  | 1  | 月   |           |        |
|    | 2  | 火   |           |        |
|    | 3  | 水   |           |        |
|    | 4  | 木   |           |        |
|    | 5  | 金   |           |        |
|    | 6  | 土   |           |        |
|    | 7  | 日   |           |        |
|    | 8  | 月   |           |        |
| 9  | 火  | 議会運営委員会 午前9時 第1委員会室   |           |        |
|    |    | 午前10時 開議<br>日程第1 会議成立宣言<br>日程第2 会議録署名議員指名<br>日程第3 一般質問<br>日程第4 議案審議 (あれば)<br>追加議案 ( 件)<br>委員会付託議案<br>議案第 号から議案第 号まで<br>説明、質疑及び委員会付託<br>日程第5 請願、陳情上程 (請願 件、陳情 件) (あれば)<br>委員会付託<br><br>散 会 |           |        |
| 10 | 水  |   |           |        |
| 11 | 木  | 総務委員会   | 午前10時     | 第1委員会室 |
| 12 | 金  | 社会文教委員会   | 午前10時     | 第1委員会室 |
| 13 | 土  |   |           |        |
| 14 | 日  |   |           |        |
| 15 | 月  | 産業建設委員会   | 午前10時     | 第1委員会室 |
| 16 | 火  | 委員会予備日  |           |        |
| 17 | 水  | リニア推進特別委員会  | 午前10時     | 第1委員会室 |
| 18 | 木  |   |           |        |
| 19 | 金  |   |           |        |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 20 | 土 |   |
| 21 | 日 |   |
|    |   | 予算決算委員会(後期全体会) 午前9時 議場<br>議会運営委員会 午前11時 第1委員会室  |
| 22 | 月 | 午後1時 開議<br>日程第1 会議成立宣言<br>日程第2 会議録署名議員指名<br>日程第3 委員長報告<br>日程第4 議案審議<br>(1) 委員会付託議案<br>委員長報告、質疑、討論及び採決<br>(2) 追加議案(あれば)<br>ア 委員会付託議案<br>議案第 号から議案第 号まで<br>説明、質疑及び委員会付託<br>委員長報告、質疑、討論及び採決<br>イ 議員及び委員会提出議案<br>発議(委)第 号から発議(委)第 号まで<br>質疑、討論及び採決<br>日程第5 請願、陳情上程(あれば)<br>委員会付託<br>日程第6 閉会中の継続審査の申し出<br>日程第7 議員派遣<br><br>閉 会 |

(令和2年)飯田市議会第3回定例会 会議日程(案)

| 月 | 日  | 曜日 | 日 程                           | 備 考  |
|---|----|----|-------------------------------|------|
| 8 | 18 | 火  | 告示・議会運営委員会(午前10時)             |      |
|   | 19 | 水  | 全員協議会(午前10時)/請願・陳情締切り(午後5時)   |      |
|   | 20 | 木  |                               |      |
|   | 21 | 金  |                               |      |
|   | 22 | 土  |                               |      |
|   | 23 | 日  |                               |      |
|   | 24 | 月  |                               |      |
|   | 25 | 火  | 開会(午前10時)<br>予算決算委員会(前期全体会)   |      |
|   | 26 | 水  | 一般質問通告締切り(午後5時まで)             |      |
|   | 27 | 木  | 市長へ一般質問通告(午後3時まで)             |      |
|   | 28 | 金  |                               |      |
|   | 29 | 土  |                               |      |
|   | 30 | 日  |                               | 防災訓練 |
|   | 31 | 月  | 総務委員会(午前9時)                   |      |
| 9 | 1  | 火  | 総務委員会・社会文教委員会(午前9時)           |      |
|   | 2  | 水  | 社会文教委員会・産業建設委員会(午前9時)         |      |
|   | 3  | 木  | 産業建設委員会(午前9時)                 |      |
|   | 4  | 金  |                               |      |
|   | 5  | 土  |                               |      |
|   | 6  | 日  |                               |      |
|   | 7  | 月  | 特別委員会(午前10時)                  |      |
|   | 8  | 火  |                               |      |
|   | 9  | 水  | 中日議会運営委員会(午前9時)・一般質問(午前10時)   |      |
|   | 10 | 木  | 一般質問(午前9時)                    |      |
|   | 11 | 金  | 委員会予備日                        |      |
|   | 12 | 土  |                               |      |
|   | 13 | 日  |                               |      |
|   | 14 | 月  |                               |      |
|   | 15 | 火  |                               |      |
|   | 16 | 水  |                               |      |
|   | 17 | 木  | 予算決算委員会(後期全体会/午前9時)           |      |
|   | 18 | 金  |                               |      |
|   |    | 19 | 土                             |      |
|   | 20 | 日  |                               |      |
|   | 21 | 月  | (敬老の日)                        |      |
|   | 22 | 火  | (秋分の日)                        |      |
|   | 23 | 水  | 閉会日議会運営委員会(午前9時)<br>閉会(午前10時) |      |

## 令和2年度 飯田市議会報告会 開催方針 (案)

### 1 目的

飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。

### 2 主催及び共催

- (1) 主催 飯田市議会
- (2) 共催 各地区まちづくり委員会

### 3 開催時期

令和2年9月30日(水)、10月1日(木)、2日(金)、6日(火)、7日(水)、8日(木)及び9日(金)  
ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更する可能性がある。

### 4 対象者 飯田市民

### 5 開催方法

#### (1) ブロックでの開催

ア 地域性を考慮した7ブロックの開催とし、会場については、ブロック内の地区の持ち回りを基本とし、会場の収容人数及びブロック内の位置を考慮して設定する。

#### イ 開催日程

| ブロック | 遠山         | 中部        | 西部        | 北部         | 南部          | 竜東                  | 飯田5地区                |
|------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 地区   | 上村<br>南信濃  | 松尾<br>鼎   | 山本<br>伊賀良 | 座光寺<br>上郷  | 竜丘・川路<br>三穂 | 下久堅<br>上久堅<br>千代・龍江 | 橋北・橋南<br>羽場・丸山<br>東野 |
| 開催日  | 9/30(水)    | 10/1(木)   | 10/2(金)   | 10/6(火)    | 10/7(水)     | 10/8(木)             | 10/9(金)              |
| 場所   | 南信濃<br>公民館 | 松尾<br>公民館 | 山本<br>公民館 | 座光寺<br>公民館 | 竜丘<br>公民館   | 龍江<br>公民館           | 市役所                  |

(注) 各会場とも限られた駐車場スペースなので、乗り合わせなどの協力をいただく。

#### (2) 会議形式

全体会及び分科会の2つの形式を用いる。分科会は常任委員会単位で行うこととする。

### 6 内容

#### (1) 全体会

主な議会活動の報告のほか、議会報告会を起点とした政策づくりの流れ、行政評価について説明する。

#### (2) 分科会

ア 「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。

イ 「委員会活動報告」では、前年度の議会報告会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。

ウ 「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。

エ 分科会資料は、委員会活動、調査研究報告を簿冊にして分科会単位で配布する。市議会ホームページに掲載し、事前に入手できるようにする。

### 7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは予算・決算の審査対象とするものとその他のものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に応えていく。

8 その他

- (1) 広く市民に参加してもらえるように、まちづくり委員会以外の各種団体、市民等への周知方法を工夫する。
- (2) 分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、意見交換会のテーマについては、事前に市議会ホームページに資料を掲載し、市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。
- (3) 出席者アンケートにおいても意見を寄せてもらい、以後の取組につなげる。
- (4) 議会報告会で出された意見及びアンケート結果の集約後は、速やかに情報公開していく。

## 令和2年度 議会による行政評価 について

### 1 実施要項の策定について

※今後協議していく

6月17日 予算決算委員会準備会

6月22日 議会運営委員会(第2回定例会閉会日)

### 2 日程について

(1) 事前準備 委員会準備会による分科会の意見等の調整、評価対象の決定  
⇒執行機関側への通知(資料請求)

(2) 資料提供 企画課から議会事務局へ7月\_\_日( )期限  
⇒7月\_\_日( )以降、議会事務局から各議員へ配布

未確定

### (3) ステップ別の日程案

|                                |                                     |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| ステップ1「成果説明」                    | 7月21日(火)、22日(水)<br>各分科会(必要に応じて連合会議) |
| ステップ2「個々の議員による評価」              | 提出日:7月30日(木)                        |
| ステップ3「分科会による意見集約」              | 8月5日(水)<br>8月6日(木)                  |
| ステップ4「全体会での検討経過確認・協議」          | 8月25日(火)                            |
| ステップ5「決算報告の分科会審査<br>及び全体会での確認」 | 8月31日(月)～分科会<br>9月17日(木) 後期全体会      |
| ステップ6「提言と進行管理」                 | 9月23日(水)                            |

## 飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画

令和2年4月28日 議会運営委員会決定

一部改正 令和2年 月 日 議会運営委員会決定

### 1 目的

この計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあつて、議会がその責務と役割を果たし続けるために必要な事項を定めることを目的として策定する。

### 2 発生段階区分

この計画は、長野県対策本部会議が定める発生段階区分及び、飯田市議会の議員が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、並びに飯田市議会の議員の家族が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、等に区分して策定するものとする。

#### 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部が定める発生段階区分

| 区 分     | レベル  | 発 生 状 態  |
|---------|------|--|
| 域内発生早期  | レベル1 | 感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態   |
| 域内感染発生期 | レベル2 | ①感染経路が特定できない者が発生。<br>②単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成する恐れがある事例が発生             |
| 域内まん延期  | レベル3 | ①レベル2の①又は②に該当する事例が多数発生(概ね3件以上、ただし①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする)<br>②クラスターが複数発生 |

### 3 本会議(全員協議会・予算決算委員会全体会)関係

#### (1) 仮議長の選出

議長及び副議長が共に本会議に出席できないときは、地方自治法第106条第2項の規定により、出席議員の中から仮議長を選挙により選出する。

#### (2) 発生段階がレベル1以上となった場合の対策

ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30分程度)で換気を行う。

イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長等のみとする。

ウ 報道機関者以外の傍聴者数は10名を上限とする。

エ 議場への入退出時に傍聴者等を含めて手指消毒を行う。

オ 入室前に体温計測を行い、入室時に37.5℃未満であることを確認する。

カ 発言は、マスクを着用するか、質問席もしくは演台で行う。

キ 質問席及び演題は、休憩ごとに拭き取り消毒を行う。

(3) 発生段階がレベル3以上となった場合の対策

- ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、全ての日程（現在中継していない日程を含め）をインターネット中継する。
- イ 入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

(4) 議案の委員会付託が困難な場合の対策

議案の付託を行うべき委員会の定足数が満たない状況が見込まれる場合は、常任委員の所属変更による対応を行うか、議会運営委員会及び本会議での確認に基づき、委員会付託を省略して審議を行うことを検討する。

4 委員会(委員会協議会)・分科会関係

(1) 委員長の職務代行

- ア 委員長及び副委員長が共に会議に出席できないときは、委員会条例第12条第2項の規定による。
- イ 分科会の座長も同様とする。

(2) 発生段階がレベル1以上となった場合の対策

- ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30分程度)で換気を行う。
- イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長のみとし、他は自席又は隣室で待機して議題により入れ替わる。
- ウ 報道機関以外の傍聴者数は、4名を上限とする。
- エ 入退出時に傍聴者等を含め手指消毒を行う。
- オ 入室前に体温計測を行い、入室時に37.5℃未満であることを確認する。
- カ 発言時のマスク着用を義務付ける。

(3) 発生段階がレベル3以上となった場合の対策

- ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、委員会及び委員会協議会のインターネット中継を行う。
- イ 入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

5 飯田市議会災害等対策会議関係

- (1) 議長は、飯田市議会災害等対策指針に基づき、飯田市議会災害対策会議を設置し、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 議長は、災害対策会議において必要な対応等を協議する。また議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案を行う。
- (3) 議長は、飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び飯田市議会災害対策会議の決定事項等、必要な情報を速やかに全議員に周知を図る。
- (4) 各議員は、飯田市公式ウェブサイト等で公表される情報の確認に努める。
- (5) 議長は、各議員が収集した市民からの要望、質問等を取りまとめ、必要な対応を行う。
- (6) 各議員は、収集した市民からの要望、質問等は議会事務局を窓口とし、担当部局へ直接連絡を行うことを自粛する。

## 6 議員及び家族等の健康状況による対応

### (1) 一般的事項

ア 議員は毎日検温し、発熱(37.5度以上)している場合は、議員活動を行わない。(本会議及び委員会への出席も行わない。)また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合も、外出をせず自宅で療養する。

イ 議員又は議員の同居者に健康状態の異変があった場合の対応は、「別表」を基本とする。

### (2) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応事項

ア 議員又は議員と同居する者が下記に該当する場合は、保健所の指示に従うほか飯田市議会災害対策会議において対応を検討する。

(ア) 議員又は議員と同居する者が感染者と判定された場合。

(イ) 議員又は議員と同居する者が濃厚接触者として保健所等から判断された場合。

(ウ) 上記以外で、保健所から自宅待機等の指示があった場合。

(エ) 議員又は議員の同居者が感染又は濃厚接触者となった場合の対応は、「別表」を基本とする。

### イ 発生時における対応

(ア) 感染者又は濃厚接触者が発生した場合は、過去 14 日以内に議会棟等の庁舎(議場、委員会室、会派室、事務室等)への出入の有無を確認する。

(イ) 出入があった場合は、その部屋の使用を中止し、保健所の意見も踏まえつつ必要な範囲の消毒を行う。

(ウ) 消毒作業は、基本的に専門業者に依頼することとするが、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で事務局において最低限の消毒を行う。

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底

#### ア 手洗い・咳エチケットの徹底

日常的に手洗い・咳エチケットを徹底する。また、本会議・委員会等では入口に設置している消毒液での手指消毒を行う。

#### イ マスクの着用

議員や執行機関側の職員は、本会議や委員会においても、躊躇なくマスクを着用できるよう、発言者を含めて会議出席中の着用を妨げない。

#### ウ 会議等での適切な換気について

現在、会議室等はロスナイによる空調管理を実施しているが、大人数が長時間使用する場合等は適宜、窓や扉を開けて換気を行う。(30分に1回以上)

#### エ 傍聴者対応について

傍聴者においても、傍聴受付の際にチラシの掲示により手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、アルコール消毒液の積極的な使用を呼びかける。ホームページでは、体調不良を感じ

ている方には、予め傍聴を自粛いただく旨を呼びかけるとともに、本会議や委員会のインターネット中継について周知していく。

オ 他都市への行政視察等について

(ア)他都市への行政視察や議員活動についても、特段の事情がない限り、当面、感染拡大防止の観点から自粛する。

(イ)他都市からの行政視察等の受け入れを中止する。

カ 宴席等の自粛

(ア)三密の状況になりやすい、飲食を伴う宴席等の開催及び出席を自粛する。

(イ)感染した場合は、発症前後の行動履歴が調査されることとなるため、感染拡大防止を意識した行動に常に努める。

キ 発熱した場合は、議員活動が制限されることとなるため、定例会中及び開会日 14 日前からの健康管理には特に留意する。

別表

| 区 分              |                           | 会議への出席 | 事務局への報告 | 災害対策会議での対応の検討 | 情報公開(氏名) |
|------------------|---------------------------|--------|---------|---------------|----------|
| 本人が感染(陽性)        |                           | ×      | ○       | ○             | ○        |
| 本人が濃厚接触者又は同居者が感染 |                           | ×      | ○       | ○             | ×        |
| 同居者が濃厚接触者        |                           | ×      | ○       | ○             | ×        |
| 本人に感染の疑い         |                           | ×      | ○       | ○             | ×        |
| 同居者に感染の疑い        |                           | ×      | ○       | ○             | ×        |
| 本人               | 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合 | ×      | ○       | ×             | ×        |
|                  | 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合     | ×      | ○       | ×             | ×        |
|                  | 倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合       | ×      | ○       | ×             | ×        |
| 同居者              | 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合 | ×      | ○       | ×             | ×        |
|                  | 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合     | ×      | ○       | ×             | ×        |
|                  | 倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合       | ×      | ○       | ×             | ×        |

※「感染の疑い」とは、医師から PCR 検査等の必要性の指示があった場合などをいう。